第2回岡山県船舶製造·修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和7年10月21日(火) 午後3時~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A

3 出席者

公 益 委 員 : 3人 労働者側委員 : 3人 使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

- 5 議事要旨
 - (1) 特定最低賃金額審議について

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

72 円を提示する。

- ・県最賃に対する当該産業の特定最賃の優位性を確保する必要がある と考えている。
- ・令和6年度は111.4%であり、これを今年度の県最賃に乗じると 1,166円となり、現行の特定最賃との差額である+72円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

32 円を提示する。

- ・令和7年賃金改定状況調査結果を参考として、第4表③においてBランクの製造業の賃金上昇率は2.9%である。
- ・これを現在の特定最賃に乗じて+32円を提示したい。
- (2) 労使双方より、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に

持ち越されることとなった。

- 6 配布資料
 - ・最低賃金についての意見要旨